

北海道らしい食づくり名人登録要領

第1 目的

この要領は、食づくり名人を登録し、これらの者に関する情報を公開する規定等を定めることにより、道民が北海道の「食」の多様性や大切さについて認識すること及び市町村や食に関係する団体・企業・個人等がこれらの者を北海道らしい食づくりを進めるための講師やアドバイザー等として活用することを促進し、もってスローフード運動の全道的な普及及び北海道らしい食づくりを行う担い手の育成を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要領において「食づくり名人」とは、道内に在住し、かつ、別紙の要件のいずれかに適合する地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する個人又は団体をいう。
- 2 この要領において「伝承名人」とは、講師やアドバイザー等となって北海道らしい食づくりを進めるための指導や助言ができる食づくり名人をいう。

第3 登録申込

- 1 食づくり名人の登録を自ら希望する者は、別記様式第1号により、知事に登録の申込を行うものとする。
- 2 登録したい食づくり名人がいる総合振興局長・振興局長（以下「総合振興局等の長」という。）及び市町村長は、別記様式第2号により知事に登録の申込を行うものとする。（市町村長は、総合振興局等の長を経由して申込を行うものとする。）
なお、総合振興局等の長及び市町村長は、登録の申込と併せて、登録したい食づくり名人の中から伝承名人となりうる者を選定するものとする。
- 3 登録したい食づくり名人がいる総合振興局等の長、市町村長以外の者は、別記様式第3号により知事に登録の申込を行うものとする。

第4 登録

- 1 知事は、第3の規定による申込が、次の各号の要件にすべて適合していると認めるときは、食づくり名人として登録し、別記様式第4号により申込者にその旨を通知するとともに登録証（別記様式第5-1号及び別記様式第5-2号）を交付するものとする。
 - (1) 第2の1に規定する食づくり名人に適合していること
 - (2) 団体を登録するときは、当該団体の全構成員が第2に規定する食づくり名人に適合していること
 - (3) 第3の2又は3の規定による申込については、対象となる食づくり名人の承諾を得ていること
- 2 前項の規定により通知を受けた者のうち、第3の2又は3の規定による申込を行った者は、自らの申込により登録された食づくり名人に、登録証（別記様式第5-1号及び別記様式第5-2号）を送付するものとする。
- 3 知事は、登録したい食づくり名人がいるときは、1の各号の要件に適合していることを確認の上、登録し、当該食づくり名人に登録証（別記様式第5-1号及び別記様式第5-2号）を交付するものとする。

第5 情報公開

道は、登録した食づくり名人に関する次の各号の情報をホームページで公開するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 誕生日（団体の食づくり名人にあつては設立年とする。）
- (3) 性別（個人の食づくり名人のみ対象とする。）
- (4) 職業（団体の食づくり名人にあつては種別とする）

- (5) 住所（市町村名までとする。）
- (6) 顔写真又は似顔絵（伝承名人は必須公開、その他は本人の希望による任意公開とする。）
- (7) 分野（別紙の分野をいう。）
- (8) 該当要件（別紙の要件をいう。）
- (9) 北海道らしい食づくりを行うために有している知識や技術
- (10) 職歴（伝承名人のみ対象とする。団体の伝承名人にあつては団体の活動経過とする。）
- (11) 指導できる内容（伝承名人のみ対象とする。）
- (12) 講師等を依頼する場合の連絡先（伝承名人のみ対象とする。）
- (13) 一言PR

第6 伝承名人の活用

- 1 市町村や食に関係する団体・企業・個人等が、伝承名人から指導や助言を受ける場合は、直接連絡調整を行うものとする。
なお、謝金及び旅費等の指導や助言に係る経費は、市町村や食に関係する団体・企業・個人等が伝承名人と協議を行った上で負担するものとする。
- 2 道は、市町村や食に関係する団体・企業・個人等から講師の選定等に関する相談を受けた場合は、必要な助言や調整を行うものとする。

第7 登録内容等の変更

- 1 第4の規定により通知を受けた者又は登録を受けた食づくり名人は、自らの申込により登録された食づくり名人に関する情報又は自らに関する情報を変更するときは、別記様式第6号により知事に届出を行うものとする。（総合振興局等の長以外の者は総合振興局等の長を経由して届出を行うものとする。）
なお、登録を受けた食づくり名人以外の者が届出を行う場合は、あらかじめ自らの申込みにより登録された食づくり名人の承諾を得るものとする。
- 2 知事は、内容を確認の上、変更後も第4の第1項各号の要件に適合していると認めたときは、登録内容を変更するとともに、既に交付した別記様式第5号の記載内容に変更が生じるときは、速やかに再発行し、当該食づくり名人に交付するものとする。

第8 登録取消

- 1 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。
 - (1) 登録している食づくり名人が、第4の第1項各号のいずれかの要件に適合しなくなったとき
 - (2) 第4の規定により通知を受けた者から取消の依頼があったとき
 - (3) その他知事が必要と認めたとき
- 2 知事は登録の取消を行ったときは、遅滞なく別記様式第7号により、第4の規定により通知した者及び取消の対象となった食づくり名人にその旨を通知する（総合振興局等の長以外の者には総合振興局等の長を経由して通知するものとする。）とともに、ホームページで公開するものとする。
ただし、特殊事情による登録の取消については、取消の対象となった食づくり名人に対する通知を省略することができるものとする。

第9 道の責任等

この要領の規定による食づくり名人の登録、情報の公開及び活用により、登録された食づくり名人、第3の規定により登録の申込を行った者及び当該情報の活用者が不利益を受けたときにも、道は一切の責任を負わないものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の推進に当たって必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成17年6月22日から施行する。
- 2 この要領は、平成18年4月 3日から施行する。
- 3 この要領は、平成19年1月29日から施行する。
- 4 この要領は、平成22年4月 1日から施行する。
- 5 この要領は、平成27年6月26日から施行する。

食づくり名人の要件

分野	要件
1. 農林業	1. 北海道らしい特色ある農産物等を生産している 2. 北海道らしい特色ある手法により農産物等を生産している
2. 水産業	1. 北海道らしい特色ある水産物を生産している 2. 北海道らしい特色ある手法により水産物を生産している
3. 食品加工	1. 北海道らしい特色ある地場産原料を活用して加工品を作っている 2. 地場産原料を活用して北海道らしい特色ある手法により加工品を作っている 3. その他地場産原料を活用して北海道らしい特色ある加工品を作っている
4. 料理	1. 北海道らしい特色ある地場産食材を活用して料理を作っている 2. 地場産食材を活用して地域で古くから伝わる料理を作っている 3. その他地場産食材を活用して北海道らしい特色ある料理を作っている
5. 食文化・食育	1. 地域の食文化や農林水産物等、北海道の「食」に関して精通している 2. 地域の食文化の保存活動や新しい食文化の創造活動に取り組んでいる 3. 地域住民や小中学生などに、北海道の食の豊かさや大切さを伝える活動を精力的かつ継続的に行っている

別記様式第1号（個人登録用）

北海道らしい食づくり名人登録申込書（本人用）

平成 年 月 日

北海道知事 様

（申込者氏名）

食づくり名人の登録を受けたいので、北海道らしい食づくり名人登録要領第3の1の規定により、
申込します。

記

1 食づくり名人のプロフィール

氏名		生年月日		性別	
職業					
住所					
電話番号					
その他連絡先	※e-mail、FAX など任意記入				

2 北海道らしい食づくりを行うために有している知識や技術

分野	※別紙から転記（数字）	該当要件	※別紙から転記（数字）
具体的な有する知識・技術			
※要件を満たす具体的な取組内容を詳細に記入 ※分野が食品加工や料理の場合、できるだけ加工品や料理の画像やレシピを添付			

3 照会に対する対応

道民から、住所の詳細や電話番号等、要領第5の規定により情報公開する項目以外の次の事項についての照会があった場合、回答してよいか。（○を記入してください。）

- (1) 住所詳細（市町村以下） はい ・ いいえ
(2) 電話番号 はい ・ いいえ
(3) その他連絡先 はい [e-mail・FAX・その他（ ）] ・ いいえ

4 一言PR

--

5 添付資料 ※任意提出

- 顔写真又は似顔絵
- その他報道記事、パンフレット等

別記様式第1号（団体登録用）

北海道らしい食づくり名人登録申込書（本人用）

平成 年 月 日

北海道知事 様

（申込者氏名）

食づくり名人の登録を受けたいので、北海道らしい食づくり名人登録要領第3の1の規定により、
申込します。

記

1 食づくり名人のプロフィール

団体名		代表者		設立年	
種別	※加工品づくりグループ、料理サークル、食文化研究会等を記入				
住所					
電話番号	(担当者名)				
その他連絡先	※e-mail、FAXなど任意記入				

2 北海道らしい食づくりを行うために有している知識や技術

分野	※別紙から転記（数字）	該当要件	※別紙から転記（数字）
具体的な有する知識・技術			
※要件を満たす具体的な取組内容を詳細に記入 ※分野が食品加工や料理の場合、できるだけ加工品や料理の画像やレシピを添付			

3 照会に対する対応

道民から、住所の詳細や電話番号等、要領第5の規定により情報公開する項目以外の次の事項についての照会があった場合、回答してよいか。

- (1) 住所詳細（市町村以下） はい ・ いいえ
(2) 電話番号 はい ・ いいえ
(3) その他連絡先 はい [e-mail・FAX・その他（ ）] ・ いいえ

4 一言PR

--

5 添付資料

- 構成員の氏名、年齢、性別、団体での役職、職業、住所、電話番号、その他連絡先の一覧
※必須提出
- 顔写真又は似顔絵 ※任意提出
- その他報道記事、パンフレット等 ※任意提出

別記様式第2号（個人登録用）

北海道らしい食づくり名人登録申込書（総合振興局等・市町村用）

平成 年 月 日

北海道知事 様

（総合振興局等の長・市町村長名）

食づくり名人の登録を受けたいので、北海道らしい食づくり名人登録要領第3の2の規定により、
 申込します。

記

1 食づくり名人のプロフィール

氏名		生年月日		性別	
職業					
住所					
電話番号					
その他連絡先	※e-mail、FAX など任意記入				

2 北海道らしい食づくりを行うために有している知識や技術

分野	※別紙から転記（数字）	該当要件	※別紙から転記（数字）
具体的な有する知識・技術			
※要件を満たす具体的な取組内容を詳細に記入			
※分野が食品加工や料理の場合、できるだけ加工品や料理の画像やレシピを添付			

3 食づくり名人の承諾等

- (1) 申込するに当たって食づくり名人から承諾を得ているか。（はい・いいえ）
- (2) 道民から、住所の詳細や電話番号等、要領第5の規定により情報公開する項目以外の次の事項
 についての照会があった場合、回答してよいか。
- ア 住所詳細（市町村以下） はい ・ いいえ
- イ 電話番号 はい ・ いいえ
- ウ その他連絡先 はい [e-mail・FAX・その他（ ）] ・ いいえ

4 伝承名人に関する情報 ※選定する場合のみ記入

職歴	
指導・助言できる内容	※研修会での講師や実演指導等、具体的な指導・助言内容を記入
指導・助言を依頼する場合の連絡先	※本人又は窓口となる団体・企業名及びその担当者を記入 ※住所、電話番号、e-mail アドレス等を記入
その他特記事項	

5 一言PR

--

6 申込者の連絡先等

住所			
所属部課名		担当者名	
電話番号		その他連絡先	※e-mail、FAX など任意記入

7 添付資料

- 顔写真又は似顔絵 ※伝承名人は必須提出
- その他報道記事、パンフレット等 ※任意提出

(注) 複数の食づくり名人の登録を申し込む場合は、食づくり名人1名につき本申込書を1枚作成すること。

別記様式第2号（団体登録用）

北海道らしい食づくり名人登録申込書（総合振興局等・市町村用）

平成 年 月 日

北海道知事 様

（総合振興局等の長・市町村長名）

食づくり名人の登録を受けたいので、北海道らしい食づくり名人登録要領第3の2の規定により、
 申込します。

記

1 食づくり名人のプロフィール

団体名		代表者		設立年	
種別	※加工品づくりグループ、料理サークル、食文化研究会 等を記入				
住所					
電話番号	(担当者名)				
その他連絡先	※e-mail、FAX など任意記入				

2 北海道らしい食づくりを行うために有している知識や技術

分野	※別紙から転記（数字）	該当要件	※別紙から転記（数字）
具体的な有する知識・技術			
※要件を満たす具体的な取組内容を詳細に記入			
※分野が食品加工や料理の場合、できるだけ加工品や料理の画像やレシピを添付			

3 食づくり名人の承諾等

- (1) 申込するに当たって食づくり名人から承諾を得ているか。（はい・いいえ）
 (2) 道民から、住所の詳細や電話番号等、要領第5の規定により情報公開する項目以外の次の事項
 についての照会があった場合、回答してよいか。
 ア 住所詳細（市町村以下） はい ・ いいえ
 イ 電話番号 はい ・ いいえ
 ウ その他連絡先 はい [e-mail・FAX・その他（ ）] ・ いいえ

4 伝承名人に関する情報 ※選定する場合のみ記入

今までの団体の取組	
指導・助言できる内容	※研修会での講師や実演指導等、具体的な指導・助言内容を記載
指導・助言を依頼する場合の連絡先	※窓口となる団体・企業名及びその担当者を記入 ※住所、電話番号、e-mail アドレス等を記入
その他特記事項	

5 一言PR

--

6 申込者の連絡先等

住所			
所属部課名		担当者名	
電話番号		その他連絡先	※e-mail、FAX など任意記入

7 添付資料

- 構成員の氏名、年齢、性別、団体での役職、職業、住所、電話番号、その他連絡先の一覧
 ※必須提出
- 顔写真又は似顔絵 ※伝承名人は必須提出
- その他報道記事、パンフレット等 ※任意提出

(注) 複数の食づくり名人の登録を申し込む場合は、食づくり名人1名につき本申込書を1枚作成すること。

北海道らしい食づくり名人登録申込書（一般用）

平成 年 月 日

北海道知事 様

（申込者氏名）

食づくり名人の登録を受けたいので、北海道らしい食づくり名人登録要領第3の3の規定により、
申込します。

記

1 食づくり名人のプロフィール

氏名		生年月日		性別	
職業					
住所					
電話番号					
その他連絡先	※e-mail、FAX など任意記入				

2 北海道らしい食づくりを行うために有している知識や技術

分野	※別紙から転記（数字）	該当要件	※別紙から転記（数字）
具体的な有する知識・技術			
※要件を満たす具体的な取組内容を詳細に記入			
※分野が食品加工や料理の場合、できるだけ加工品や料理の画像やレシピを添付			

3 食づくり名人の承諾等

- (1) 申込するに当たって食づくり名人から承諾を得ているか。（はい・いいえ）
- (2) 道民から、住所の詳細や電話番号等、要領第5の規定により情報公開する項目以外の次の事項
についての照会があった場合、回答してよいか。
- ア 住所詳細（市町村以下） はい ・ いいえ
- イ 電話番号 はい ・ いいえ
- ウ その他連絡先 はい [e-mail・FAX・その他（ ）] ・ いいえ

4 一言PR

--

5 申込者の連絡先等

住所			
氏名			
電話番号		その他連絡先	※e-mail、FAX など任意記入

6 添付資料 ※任意提出

- 顔写真又は似顔絵
- その他報道記事、パンフレット等

（注）複数の食づくり名人の登録を申し込む場合は、食づくり名人1名につき本申込書を1枚作成すること。

北海道らしい食づくり名人登録申込書（一般用）

平成 年 月 日

北海道知事 様

（申込者氏名）

食づくり名人の登録を受けたいので、北海道らしい食づくり名人登録要領第3の3の規定により、
 申込します。

記

1 食づくり名人のプロフィール

団体名		代表者		設立年	
種別	※加工品づくりグループ、料理サークル、食文化研究会 等を記入				
住所					
電話番号	(担当者名)				
その他連絡先	※e-mail、FAX など任意記入				

2 北海道らしい食づくりを行うために有している知識や技術

分野	※別紙から転記（数字）	該当要件	※別紙から転記（数字）
具体的な有する知識・技術			
※要件を満たす具体的な取組内容を詳細に記入			
※分野が食品加工や料理の場合、できるだけ加工品や料理の画像やレシピを添付			

3 食づくり名人の承諾等

- (1) 申込するに当たって食づくり名人から承諾を得ているか。(はい・いいえ)
- (2) 道民から、住所の詳細や電話番号等、要領第5の規定により情報公開する項目以外の次の事項
 についての照会があった場合、回答してよいか。
- ア 住所詳細（市町村以下） はい ・ いいえ
- イ 電話番号 はい ・ いいえ
- ウ その他連絡先 はい [e-mail・FAX・その他（ ）] ・ いいえ

4 一言PR

--

5 申込者の連絡先等

住所			
氏名			
電話番号		その他連絡先	※e-mail、FAX など任意記入

6 添付資料 ※任意提出

- 構成員の氏名、年齢、性別、団体での役職、職業、住所、電話番号、その他連絡先の一覧
 ※必須提出
- 顔写真又は似顔絵※任意提出
- その他報道記事、パンフレット等※任意提出

(注) 複数の食づくり名人の登録を申し込む場合は、食づくり名人1名につき本申込書を1枚作成すること。

北海道らしい食づくり名人登録通知書

平成 年 月 日

様

北海道知事

1 要領第3の1に基づく申込の場合

平成 年 月 日付けで申込のあったこのことについて、北海道らしい食づくり名人登録要領第4の規定により、別添登録証のとおり登録したのでお知らせします。

2 要領第3の2又は3に基づく申込の場合

平成 年 月 日付けで申込のあったこのことについて、北海道らしい食づくり名人登録要領第4の規定により別添登録証のとおり食づくり名人を登録したのでお知らせするとともに、本登録証を本人に送付してください。

(農政部食の安全推進局食品政策課)

北海道らしい食づくり名人登録証

平成 年 月 日

様

北海道知事

このことについて、あなたを北海道らしい食づくり名人登録要領第4の規定により食づくり名人として登録したので通知します。

記

(登録内容)

登録番号	
氏名(団体にあつては団体及び代表者名)	
生年月日(団体にあつては設立年)	
分野	
区分	※伝承名人に該当する場合は伝承名人と記入

【北海道らしい食づくり名人登録要領(抜粋)】

<p>第2 定義</p> <p>1 この要領において「食づくり名人」とは、道内に在住し、かつ、別紙の要件のいずれかに適合する地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する個人又は団体をいう。</p> <p>2 この要領において「伝承名人」とは、講師やアドバイザー等となって北海道らしい食づくりを進めるための指導や助言ができる食づくり名人をいう。</p> <p>第3 登録申込</p> <p>1 食づくり名人の登録を自ら希望する者は、別記様式第1号により、知事に登録の申込を行うものとする。</p> <p>2 登録したい食づくり名人がいる総合振興局等の長及び市町村長は、別記様式第2号により知事に登録の申込を行うものとする。(市町村長は、総合振興局等の長を経由して申込を行うものとする。)</p> <p>なお、総合振興局等の長及び市町村長は、登録の申込と併せて、登録したい食づくり名人の中から伝承名人となる者を選定するものとする。</p> <p>3 登録したい食づくり名人がいる総合振興局等の長、市町村長以外の者は、別記様式第3号により知事に登録の申込を行うものとする。</p> <p>第4 登録</p> <p>1 知事は、第3の規定による申込が、次の各号の要件にすべて適合していると認めるときは、食づくり名人として登録し、別記様式第4号により申込者にその旨を通知するとともに登録証(別記様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>(1) 第2の1に規定する食づくり名人に適合していること</p> <p>(2) 団体を登録するときは、当該団体の全構成員が第2に規定する食づくり名人に適合していること</p> <p>(3) 第3の2又は3の規定による申込については、対象となる食づくり名人の承諾を得ていること</p>	<p>2 前項の規定により通知を受けた者のうち、第3の2又は3の規定による申込を行った者は、自らの申込により登録された食づくり名人に、登録証(別記様式第5号)を送付するものとする。</p> <p>3 知事は、登録したい食づくり名人がいるときは、1の各号の要件に適合していることを確認の上、登録し、当該食づくり名人に登録証(別記第5号様式)を交付するものとする。</p> <p>第9 道の責任等</p> <p>この要領の規定による食づくり名人の登録、情報の公開及び活用により、登録された食づくり名人、第3の規定により登録の申込を行った者及び当該情報の活用者が不利益を受けたときにも、道は一切の責任を負わないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 農林業</td> <td>1. 北海道らしい特色ある農産物等を生産している 2. 北海道らしい特色ある手法により農産物等を生産している</td> </tr> <tr> <td>2. 水産業</td> <td>1. 北海道らしい特色ある水産物を生産している 2. 北海道らしい特色ある手法により水産物を生産している</td> </tr> <tr> <td>3. 食品加工</td> <td>1. 北海道らしい特色ある地場産原料を活用して加工品を作っている 2. 地場産原料を活用して北海道らしい特色ある手法により加工品を作っている 3. その他地場産原料を活用して北海道らしい特色ある加工品を作っている</td> </tr> <tr> <td>4. 料理</td> <td>1. 北海道らしい特色ある地場産食材を活用して料理を作っている 2. 地場産食材を活用して地域で古くから伝わる料理を作っている 3. その他地場産食材を活用して北海道らしい特色ある料理を作っている</td> </tr> <tr> <td>5. 食文化・食育</td> <td>1. 地域の食文化や農林水産物等、北海道の「食」に関して精通している 2. 地域の食文化の保存活動や新しい食文化の創造活動に取り組んでいる 3. 地域住民や小中学生などに、北海道の食の豊かさや大切さを伝える活動を精力的かつ継続的に行っている</td> </tr> </tbody> </table>	分野	要件	1. 農林業	1. 北海道らしい特色ある農産物等を生産している 2. 北海道らしい特色ある手法により農産物等を生産している	2. 水産業	1. 北海道らしい特色ある水産物を生産している 2. 北海道らしい特色ある手法により水産物を生産している	3. 食品加工	1. 北海道らしい特色ある地場産原料を活用して加工品を作っている 2. 地場産原料を活用して北海道らしい特色ある手法により加工品を作っている 3. その他地場産原料を活用して北海道らしい特色ある加工品を作っている	4. 料理	1. 北海道らしい特色ある地場産食材を活用して料理を作っている 2. 地場産食材を活用して地域で古くから伝わる料理を作っている 3. その他地場産食材を活用して北海道らしい特色ある料理を作っている	5. 食文化・食育	1. 地域の食文化や農林水産物等、北海道の「食」に関して精通している 2. 地域の食文化の保存活動や新しい食文化の創造活動に取り組んでいる 3. 地域住民や小中学生などに、北海道の食の豊かさや大切さを伝える活動を精力的かつ継続的に行っている
分野	要件												
1. 農林業	1. 北海道らしい特色ある農産物等を生産している 2. 北海道らしい特色ある手法により農産物等を生産している												
2. 水産業	1. 北海道らしい特色ある水産物を生産している 2. 北海道らしい特色ある手法により水産物を生産している												
3. 食品加工	1. 北海道らしい特色ある地場産原料を活用して加工品を作っている 2. 地場産原料を活用して北海道らしい特色ある手法により加工品を作っている 3. その他地場産原料を活用して北海道らしい特色ある加工品を作っている												
4. 料理	1. 北海道らしい特色ある地場産食材を活用して料理を作っている 2. 地場産食材を活用して地域で古くから伝わる料理を作っている 3. その他地場産食材を活用して北海道らしい特色ある料理を作っている												
5. 食文化・食育	1. 地域の食文化や農林水産物等、北海道の「食」に関して精通している 2. 地域の食文化の保存活動や新しい食文化の創造活動に取り組んでいる 3. 地域住民や小中学生などに、北海道の食の豊かさや大切さを伝える活動を精力的かつ継続的に行っている												

北海道らしい食づくり名人登録変更届

平成 年 月 日

北海道知事 様

〔 届出者氏名
総合振興局等の長・市町村長名 〕

登録している食づくり名人に関する情報を次のとおり変更したので、北海道らしい食づくり名人登録要領第7の1の規定により届出します。

記

1 食づくり名人の概要

登録番号	
氏名(団体にあつては団体及び代表者名)	
生年月日(団体にあつては設立年)	
分野	
区分	※伝承名人に該当する場合は伝承名人と記入

2 変更内容

項目	変更前	変更後

3 その他

(1) 食づくり名人の承諾等 ※届出者が本人以外の場合に記入
届出するに当たって食づくり名人から承諾を得ているか。(はい・いいえ)

(2) その他
※変更の理由等を必要に応じて記入

別記様式第7号

(登録を取り消した食づくり名人用)

北海道らしい食づくり名人登録取消通知書(その1)

平成 年 月 日

様

北海道知事

このことについて、あなたを平成 年 月 日付けで食づくり名人に登録しましたが、北海道らしい食づくり名人登録要領第8の規定により、次のとおり登録を取り消したので通知します。

記

1 取消年月日 平成 年 月 日

2 取消事由

(農政部食の安全推進局食品政策課)

(要領第4の規定により通知した者用)

北海道らしい食づくり名人登録取消通知書(その2)

平成 年 月 日

様

北海道知事

○登録を取り消した食づく名人に対する通知を行う場合

平成 年 月 日付けで登録した次の食づくり名人については、北海道らしい食づくり名人登録要領第8の規定により登録を取り消したのでお知らせするとともに、別添「登録取消通知書(その1)」を本人に送付してください。

※市町村を経由する場合、総合振興局等に対する通知は、次により行うものとする。

「北海道らしい食づくり名人登録取消通知書(その3)」

平成 年 月 日

様

北海道知事

平成 年 月 日付けで登録した次の食づくり名人については、北海道らしい食づくり名人登録要領第8の規定により登録を取り消したので、お知らせします。

なお、別添「登録取消通知書(その1)」及び「登録通知書(その2)」を〇〇市(又は町村)に送付願います。」

○登録を取り消した食づく名人に対する通知を省略する場合

平成 年 月 日付けで登録した次の食づくり名人については、北海道らしい食づくり名人登録要領第8の規定により登録を取り消したので、お知らせします。

記

1 食づくり名人の概要

登録番号	
氏名(団体にあつては団体及び代表者名)	
生年月日(団体にあつては設立年)	
分野	
区分	※伝承名人に該当する場合は伝承名人と記入

2 取消年月日

3 取消事由

(農政部食の安全推進局食品政策課)